

京都大学宇治地区設備サポート拠点設備共同利用規程

令和3年3月1日 宇治地区設備サポート拠点長裁定制定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学宇治地区設備サポート拠点（以下「拠点」という。）が管理及び運用する設備の共同利用又は委託による測定（以下「共同利用等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 この規程において対象となる設備は、別表第1の設備名称欄に掲げる設備（以下「設備」という。）とし、委託による測定の対象となる設備は、別表第2の設備名称欄に掲げる設備とする。

(管理責任者)

第3条 拠点に、前条に掲げる設備の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、拠点長をもって充てる。

(利用資格)

第4条 設備を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他管理責任者が適当と認める者

(利用日)

第5条 設備は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用時間及び利用単位)

第6条 設備の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 設備の利用単位は、別表第1に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用時間を延長し、又は短縮することがある。

(利用申請)

第7条 設備を利用しようとする者は、当該設備を利用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の6か月前から7日前までに、設備利用申請書（様式1）を管理責任者に提出し、事前に承認を受けなければならない。ただし、当該設備が拠点において管理する共用設備利用システムで利用申請を受け付けている場合は、システム上で申請することができるものとする。

(利用承認)

第8条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 設備の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、速やかに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。

（測定の委託）

第9条 別表第2設備名称欄に掲げる設備について、同表委託内容欄の測定を拠点に委託しようとする者は、測定委託申請書（様式2）を管理責任者に提出し、事前に承認を受けなければならない。

2 前項の申請ができる者は、第4条各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

3 管理責任者は、第1項の申請があったときは、拠点の業務に支障がないと認める場合に限り、これを承認することができる。

4 前条第1項の規定は、委託申請の場合に準用する。

5 前項において準用する前条第1項の承認を受けた者（以下「委託者」という。）は、測定に使用する試料（以下「分析試料」という。）を、拠点の指示に従い提出するものとする。

6 委託者は、委託内容を変更し、又は委託を取り止める場合には、管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、拠点に分析試料を提出した後は、委託内容の変更又は委託の取止めを申し出ることができない。

7 管理責任者は、測定が完了したときは、その結果を報告書に記載して委託者に交付するとともに、分析試料に残余がある場合は、委託者の希望に応じてこれを返還する。

（利用料等）

第10条 利用者及び委託者（以下「利用者等」という。）は、本学の指定する方法により、その利用する設備又は委託する測定に応じて別表第1に定める利用料又は別表第2に定める委託料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料又は委託料（以下「利用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる。

3 一旦納付された利用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料等の全部又は一部を返還する。

(1) 第8条第2項の利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合

(2) 前条第6項の委託内容の変更又は委託の取止めを承認した場合

(3) 拠点の都合により承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する測定を中止した場合

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、設備の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。

(2) 設備を第三者に利用させないこと。

(3) 設備を初めて利用する場合は、管理責任者が実施する事前講習を受講すること。ただし、管理責任者が不要と認める場合を除く。

(4) 設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。

(5) 拠点の施設、設備等の保全に努めること。

(6) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、設備に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(設備の利用の停止又は測定の中止等)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合、設備の利用若しくは測定の委託の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する測定を中止することができる。

- (1) 利用者等が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
- (2) 利用者等が、設備利用申請書又は測定委託申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 利用者等が、利用料等を本学が指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 本学の管理上の事由により、設備の利用又は測定に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により設備の利用若しくは測定の委託の承認を取り消し、又は設備の利用を停止させ、若しくは委託を受けて実施する測定を中止したことにより利用者等に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、設備の利用を終えたとき(前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。)は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由により拠点の施設、設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(成果の公開)

第15条 利用者は、設備の利用を終えたときは、管理責任者の指定する様式によりその成果を速やかに管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の報告があったときは、その内容を公開するものとする。ただし、管理責任者が事前に非公開とすることを適当と認めた場合には、この限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、特許取得等のため支障が生じる場合であって、利用者が申し出て、管理責任者が了承した場合は、2年を限度としてその成果を公開しないことができる。

(発明等の帰属)

第16条 利用者等は、共同利用等の結果を用いたことによって京都大学発明規程(平成16年達示第96号)第2条第1号に定める発明等が生じた場合は、管理責任者に届け出るものとする。

- 2 管理責任者は、発明等が生じた場合の当該発明等の知的財産権の取扱いについては、利用者等と別途協議し、書面にて定めるものとする。
- 3 前項の規定は、共同利用等の過程において作成された研究成果有体物の取扱いについて準用する。

(成果の利用)

第17条 利用者等は、共同利用等の成果を公開する際は、その都度、拠点設備の共同利用等によるものであることを明示するものとする。

- 2 利用者等は、共同利用等により得られた成果が、製品化等につながった場合は、管理責任者に報告するものとする。

(秘密保持)

第18条 拠点に関係する教職員及び利用者等は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用等に関連して知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報
(事務)

第19条 共同利用等に関する事務は、宇治地区事務部研究協力課において処理する。
(疑義等の解決)

第20条 この規程に定めのない事項が生じた場合又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者等が協議の上、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第21条 拠点長は、以下の場合に利用者等の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、利用者等の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規程の変更が、契約の目的に反せず、かつ、設備管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更に当たり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに拠点ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者等に周知するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、共同利用等に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日改正)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月 日改正)

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

別表第1（第2条、第6条、第10条関係）

設備名称	利用単位	利用料単価		
		第4条第1号 に掲げる者	第4条第2号 に掲げる者	第4条第3号 に掲げる者
DNA シークエンサー	1回当たり	6,600円	6,900円	6,900円
赤外 MAIRS 薄膜構造解析装置	1日当たり	3,000円	18,600円	18,600円
X500R QTOF LCMSMS システム	1時間当たり	1,800円	4,300円	7,800円
物理特性測定装置 PPMS	1日当たり	18,600円	18,600円	50,000円
LC/MS-NMR(800 MHz)装置	1日当たり	23,800円	87,900円	

1. 上記表中の利用料単価は、利用単位当たりの設備利用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用料とする。
2. 1時間未満の設備利用及び1時間を超える設備利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の設備利用として、利用料を算出するものとする。
3. 第4条第4号に掲げる者の利用料単価は、当該者の所属、身分等を勘案の上、管理責任者が決定するものとする。

別表第2（第9条、第10条関係）

設備名称	委託内容	利用単位	委託料単価		
			第4条第1号 に掲げる者	第4条第2号 に掲げる者	第4条第3号 に掲げる者
物理特性測定装置 PPMS	比熱・電気抵抗測定	1時間当たり	2,400円	2,400円	8,300円
LC/MS-NMR(800 MHz)装置	LC/MS-NMRスペクトルの測定	1回当たり			195,900円

1. 上記表中の委託料単価は、利用単位当たりに係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を委託料とする。
2. 1時間未満の測定及び1時間を超える測定に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の測定として、委託料を算出するものとする。
3. 第4条第4号に掲げる者の委託料単価は、当該者の所属、身分等を勘案の上、管理責任者が決定するものとする。

様式1 (第7条関係)

設備利用申請書

○年○月○日

京都大学宇治地区設備サポート拠点長 殿

京都大学宇治地区設備サポート拠点が供する設備の共同利用について、下記のとおり申請しますので、承認願います。なお、利用に際しては、京都大学宇治地区設備サポート拠点設備利用規程を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称			
	住所			
利用申請者		職名		
電話番号		メールアドレス		
緊急連絡先	職場			自宅
利用設備名				
利用期間	○年○月○日○時 ~ ○年○月○日○時			
利用回数	計○回 ※利用単位が「1回当たり」の設備を利用する場合に記載			
利用時間	計○時間 ※利用単位が「1時間当たり」の設備を利用する場合に記載			
利用目的				
利用料請求先 *利用申請者と異なる場合のみ記載	住所・機関(部署) 名・職名・氏名			
	電話番号		メールアドレス	
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 (<input type="checkbox"/> ミッション実現加速化経費 <input type="checkbox"/> 特殊要因経費 <input type="checkbox"/> その他)			
	<input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 科研費等 <input type="checkbox"/> 受託研究等 <input type="checkbox"/> 機関経理補助金 <input type="checkbox"/> 間接経費			
	PJコード【 <input type="text"/> 】 <input type="checkbox"/> その他【 <input type="text"/> 】			
事前講習 *初回時のみ記載	受講希望日時	○○年○○月○○日○○時～		(所要時間：●時間)
	受講済の場合は受講年月日			
成果を非公開とする場合、その理由				
利用申請者 以外の利用者	所属部署・職名	職名	氏名	連絡先

利用申請に当たっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学宇治地区設備サポート拠点へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに京都大学宇治地区設備サポート拠点へ連絡してください。
3. 利用料の請求に当たっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、利用料請求先が同一の場合には、一括して利用料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。

様式2 (第9条関係)

測定委託申請書

○年○月○日

京都大学宇治地区設備サポート拠点長 殿

京都大学宇治地区設備サポート拠点が実施する測定について、下記のとおり申請します。なお、申請が承認された場合には、京都大学宇治地区設備サポート拠点設備利用規程を遵守します。

所属機関 又は組織等	名称			
	住所			
申請者		職名		
電話番号		メールアドレス		
委託内容	物理特性	比熱・電気 抵抗測定		
	測定装置	特記事項		
	P P M S	利用単位	〇〇 時間	
	LC/MS-	LC/MS-NMR スペクトルの測定		
	NMR (800 MHz) 装置	特記事項		
		利用単位	〇〇 回	
分析試料	残余の分析試料の返還	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
委託料請求先 *申請者と異なる 場合のみ記載	住所・機関(部署)			
	名・職名・氏名			
	電話番号	メールアドレス		
予算区分 *学内者のみ記載	<input type="checkbox"/> 大学運営費 (<input type="checkbox"/> ミッション実現加速化経費 <input type="checkbox"/> 特殊要因経費 <input type="checkbox"/> その他)			
	<input type="checkbox"/> 寄附金 <input type="checkbox"/> 科研費等 <input type="checkbox"/> 受託研究等 <input type="checkbox"/> 機関経理補助金 <input type="checkbox"/> 間接経費			
	P Jコード【 _____ 】			
	<input type="checkbox"/> その他 【 _____ 】			
成果を非公開とする場合、その理由				

委託申請に当たっての注意事項

1. 本申請書は、京都大学宇治地区設備サポート拠点へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに京都大学宇治地区設備サポート拠点へ連絡してください。
3. 委託料の請求に当たっては、同一機関又は組織等から複数の申請があり、委託料請求先が同一の場合には、一括して委託料請求先宛てに請求する場合がありますので、ご了承ください。